

第 20 回 高知県四万十川流域保全振興委員会（概要版）	
日 時	平成 29 年 3 月 29 日（水） 13:00～16:00
場 所	四万十市立中央公民館 1 階大会議室
参 加 者	24 名
配布資料	<p>第 20 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 会議次第 第 20 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 委員出欠一覧表 第 20 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 出席者名簿 第 20 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 配席図</p> <p>資料 1 黒尊川流域における共生モデル地区協定の再々締結について 資料 1 参考資料① 資料 1 別紙 資料 1 参考資料② 資料 2 住民意識調査（平成 29 年度実施予定）について（概要版） 資料 2 住民意識調査（平成 29 年度実施予定）について 資料 2 参考資料① 資料 2 参考資料② 資料 2 参考資料③ 資料 3 四万十川条例（施行規則）許可基準改正の方向性について 資料 3 参考資料① 資料 3 参考資料②</p>
議 事 録	
<p>○委員の開催要件の充足 委員 14 名のうち 10 名が出席。委員の過半数の出席のため、会の開催要件を充足。</p> <p>○本会の議題 1 黒尊川流域における共生モデル地区協定の再々締結について 2 住民意識調査（平成 29 年度実施予定）について</p> <p>○報告事項 四万十川条例（施行規則）許可基準改正の方向性について</p> <p>○各議題について 1 黒尊川流域における共生モデル地区協定の再々締結について</p> <p>【事務局】</p>	

資料1に基づき、黒尊川流域における共生モデル地区協定の再々締結について、第2期の活動総括等を含め説明。協定内容については、地区内の高齢化という現状も踏まえ、来年度に協議しながら詰めていく。

【岡村委員】

基本的な質問で恐縮だが、このような協定を結んでいるモデル地区は黒尊川流域以外にもあるのか、加えて議題1のカラー資料の最後に、しまんと黒尊むらでは第2期協定期間満了後に再々協定を望んでいるとあるが、その主な理由について説明してほしい。

【事務局回答】

一つ目の質問について、黒尊川流域の他に四万十町の中津川地区（旧大正地区）がある。こちらの地区では、集落活動センターをメインとして取り組んでいくという方向性で今後協議していく。二つ目の質問について、地区の高齢化は進んでいるものの、地区の方々の環境保全に対する意識がとても高いことが大きな理由ではないかと感じる。また、行政と連携しながら自分達の取り組みを進めていきたいという印象を受ける。

【中越会長】

共生モデル地区ができた所以は、この県条例ができた際、四万十川流域にモデル地区がないといけなかったのではないかとということで、水質が良く、かつ地域が元気であるという理由により黒尊川流域が選ばれた。その後、もう一箇所中津川地区が加わり現在二箇所になっている。

しまんと黒尊むらについては、社会的な問題を克服しながら引き続き頑張っていたきたいと思う。

それではこの議題については、第3期の締結を我々としても求めていくということでご承認いただいたということにする。

2 住民意識調査（平成29年度実施予定）について

【事務局】

資料2に基づき、住民意識調査について、調査の目的や実施方法、前回の結果、今後の課題及び活用方法について説明。

【中越会長】

この議題は、5年ごとに行われているアンケート調査を平成29年度も行うことに関し、まず合意を得られるかどうか、また、従来のもの以上に地域を把握できる項目があるのではないかとということで、全体として設問内容が少し変更

されるという2点が主な内容です。

アンケートは時間経過による変化を把握することが重要なので、質問は全部変えるのではなく、一部修正ということでご議論いただきたい。

加えて対象者について、以前は参政権がなかったため20歳以上となっているが、現在は18歳から参政権を持っているため見直してはどうかと思う。

【事務局回答】

仰るとおりである。対象者の抽出には市町村の選挙人名簿の情報を利用している。そのためおのずと今後は18歳以上になってくるだろうと思う。

【溝渕委員】

設問内容は大きくは変更しないほしい。

現在の設問の中には観光に関する項目も入っているのか。

【中越会長】

目標指標の中に観光に関しての項目も入っている。

事務局からの提案は、この地域に住み続けるためにもう少し実態が分かるような設問にしてはどうかということである。

【岡村委員】

回答者の世代の割合がもう少しバランス良くなるよう、総数を3,000ほどに増やしてはどうか。

また、若い人達がいかに地域に残っていくかということや、その際自然環境がどう影響するかといった、地方創生の視点が今は求められているのではないかと思う。設問項目として、移住者の割合やUターン者の割合、満足度といったことが分かると素敵だと思う。

【事務局回答】

予算の関係もあり、総数の増加は難しい。前回の年代別の結果をさらに分析し、回収率の向上も含め、絶対数1000人の中でのその世代の割合を上げられないかという方向で検討したい。

また、追加の設問項目案についても参考にさせていただきたい。

【中越会長】

Uターン、Jターン、Iターンといったことを回答者に記載してもらうことに対し、人権問題といった点で県として問題はないか。

【事務局回答】

移住促進のことも県で掲げており、例えば本籍地について問うといった項目を入れることはできると思う。また、今後流域の振興を図る上で、個人が特定できな

いような形でU・J・Iターンといったことを問う設問や、10代の方々の意見をしっかりと取り入れるような仕組み等、少しアンケートの内容を工夫したいと思う。

【中越会長】

アンケートはただ現状を知る目的だけでなく、将来どのように発展していけば良いかを考えるために行うものである。そのためニーズは何なのか、なぜ引越して来られたのかといったことが分かれば、流域の発展に繋がると思う。ただ結果を見るだけでなく、対策が見えるような形にしてほしい。

【平塚委員】

設問について、十分満たされているのはなぜ満たされているのか、ほとんど満たされていないのはなぜ満たされていないかという理由を、記述式で書けるようなスペースがあれば今後の対策として活かされやすいのではないと思う。

【事務局回答】

常識の範囲内のボリュームにおいて、記述式を極力設けるという形にしたい。

【植田委員】

調査結果について、委員会や各市町や県の政策にも取り入れられるよう、見せ方を工夫する必要がある。また、若い人たちが川を訪れる機会を増やすような工夫を行政レベルで行ない、単発のイベント開催ではなく、魚やウナギの採取等、学校の授業等としてもっと川を活用するようにできないかと思う。

【中越会長】

それではアンケートについては、これらの工夫をして実施し、加えて若い方たちの回答率を高める努力をしていただくということをお願いする。

○報告事項

四万十川条例（施行規則）許可基準改正の方向性について

【事務局】

資料3に基づき、前回委員会をうけて再検討した内容について報告。
最終案については、法務課とも調整したのち、次回委員会にて提示する。

【中越会長】

さすがに平成29年度に当委員会としての結論を出したい。それを考慮し、パブリックコメントも行なっていただきたい。また、太陽光発電施設あるいは風力発電施設をさまざまな場所に設置していくと県が示しているため、それが除外される

分はどこで行うのかということを理解してもらうためにも、パブリックコメントは絶対に必要である。通常期間は一か月くらいだが、周知徹底のためもう少し長く行いたいということも仰っている。事前に我々の委員会を行う必要があるため、上半期にはとにかく委員会を開き、来年度中には結論を出し施行まで持っていきたい。

【植田委員】

浸水しなかったら良いということではなく、四万十川条例においての太陽光発電の規模を踏まえ、周囲の環境や景観からしておかしくない程度の維持や費用といったものを考え文言として条例の中に入れていただきたい。また浸水実績はなくても、四万十川条例において、新たな開発に関して何か規制できるようなものがほしい。

【山下委員】

報告事項の3.(1)委員会結論の文言について、“避けるところを避けるようにする”というのは、設置を制限する区域を設定する、要するにクリアできるような設置基準や方法で縛るのではなく、区域で指定するという意味合いで間違いないか。現在の文言は分かりづらいため、そのように修正していただきたい。

【事務局回答】

承知した。

【溝渕委員】

このような下協議の中で、要望に対しての回答をその場で担当の方ができるような仕組み、説明できるような仕組みがないといけないのではないかと。そうすれば話が長引くことなくすぐに結論が出るのではないかと思う。

【平塚委員】

浸水実績のあるところでは設置を認めないということだが、今後の浸水について考える際、実績だけで判断して良いのかという懸念がある。

【中越会長】

実績のない河川についての影響を考えると、気象庁その他機関から様々なデータをもらって分析する等とても時間がかかってしまう。よって今は、最低限これまでの実績というところで収めるしかないと思う。

【中越会長】

事務局の説明に少し不足しているところがあったが、(3)改正の方向性の赤字で

記載している二つの事項両方でもってカバーしようという論理になる。

【事務局課長補佐】

太陽光発電施設（パネル）の設置について、前回委員会後弁護士ならびに法務課と行ってきた調整内容について説明。

まず前回の委員会で出た、回廊地区には原則太陽光発電施設（パネル）は設置させないという意見を私共も尊重したく法務課ならびに弁護士に説明した結果、一施設のみをターゲットとするのは無理がある。しかし一方で、現在の四万十川条例施行規則では大規模工作物として定義しているという指摘があった。また浸水実績のある場所への設置に関しては、施設が洪水によって流される可能性があり下流域に影響が出る恐れがあるほか、場合によってはそこで堰止めることにより上流にも影響が出るのが懸念される。このような考え方に基づき、太陽光発電施設だけではなく他の施設全体を対象として、回廊地区において問題となることをクリアしていく必要がある。ただし電柱については、条件を付けて対象外とするよう調整する必要がある。また、太陽光発電施設を考えた際、例えば支柱やパネル周囲を保護する金属部分の反射という問題もある。このような問題について、流域市町で持っている景観計画の基準を細目とすることが可能と考えており、これをどのような形で現在の施行規則にある景観の保全という部分に入れるかということも現在調整している。そのため方向性としては、原則設置しないというのは難しいが、回廊地区にはふさわしくないということで、浸水実績のあるところには設置できないとし、また、施設の特徴として景観上問題のあるところを規制するという形で条文の最終整理に入っている。

【山下委員】

回廊地区と浸水実績のある場所がどれくらい重なっているかを分かりやすくするため、浸水実績のある場所を地図化してほしい。

【事務局課長補佐 回答】

次回の委員会までに過去の浸水実績がどれくらいこれに当てはまるのかということ整理して情報化する必要があると思っているため、その際にはお示しできるかと思う。

【事務局】

浸水実績については、各市町で公表の仕方や進捗状況に差異があり、統一的なハザードマップ等で告示するというのは難しいのではないかと思う。

【中越会長】

事務局の意見に加え、地価の低下につながる他、さまざまなリスクがあるため公

表に否定的な方もいる。個々の家が特定できない程度の縮尺を考え、単に区域としてどうなってるかということが分かるような地図が良いのではないかと思う。ここまですべてを整理すると、改正の方向性としては本日議論されたことをクリアにしていただき、今後の予定については、この検討結果を再度法務課と調整し許可基準に反映させる。その後、最終案の審議を次回の委員会で行い、夏ぐらいまでにはパブリックコメントを実施するというような流れとなる。

このパブリックコメントはどのような形で予定しているのか。

【事務局課長補佐】

県庁内で地域限定型の条例の場合の実施方法について確認したうえで、パブリックコメントを実施したいと思う。それについては次回委員会でお知らせする。

【中越会長】

パブリックコメントの実施方法についてはお任せする。その後、意見の分布を調べてその正当性を議論し、最終的に施行規則の改正を行うという流れである。

繰り返しになるが、施行規則の改正は来年度中ということでご了解いただきたい。

○その他

溝渕委員より、四万十街道ひなまつりの取組みに関する説明及び告知を行なった。

また、中越会長及び植田委員より、四万十川の「のり」の減少について報告を行なった。

以上